

新築住宅に係る設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料

一般財団法人なら建築住宅センター

令和4年11月1日 改定

《一戸建て住宅》

単位:円(消費税含む)

《設計住宅性能評価》						
床面積の合計	必須の4項目のみの場合		必須の4項目 + 選択項目を1～3項目選択する場合		必須の4項目 + 選択項目を4～6項目選択する場合	
	一般	認定・認証付き	一般	認定・認証付き	一般	認定・認証付き
～ 100㎡ 以内	26,000	22,000	28,000	24,000	30,000	25,000
100㎡ 超 ～ 200㎡ 以内	29,000	25,000	32,000	27,000	34,000	29,000
200㎡ 超 ～ 300㎡ 以内	34,000	29,000	37,000	32,000	40,000	34,000
300㎡ 超 ～	51,000	41,000	56,000	46,000	56,000	50,000
液状化情報の提供を選択追加する場合の加算額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

《建設住宅性能評価(新築)》			
床面積の合計	建築基準法の検査と建設性能評価とを同時に申請する場合		
	一般	認定・認証付き(うち温熱認証無し)	認定・認証付き
	検査回数:4回 (配筋・躯体・断熱・竣工)	検査回数:3回 (配筋・断熱・竣工)	検査回数:2回 (配筋・竣工)
～ 100㎡ 以内	66,000	60,000	57,000
100㎡ 超 ～ 200㎡ 以内	75,000	70,000	66,000
200㎡ 超 ～ 300㎡ 以内	94,000	86,000	80,000
300㎡ 超 ～	103,000	95,000	88,000
床面積の合計	建築基準法の検査が他機関の場合		
	一般	認定・認証付き(うち温熱認証無し)	認定・認証付き
	検査回数:4回 (配筋・躯体・断熱・竣工)	検査回数:3回 (配筋・断熱・竣工)	検査回数:2回 (配筋・竣工)
～ 100㎡ 以内	69,000	64,000	60,000
100㎡ 超 ～ 200㎡ 以内	78,000	73,000	69,000
200㎡ 超 ～ 300㎡ 以内	98,000	90,000	84,000
300㎡ 超 ～	107,000	99,000	92,000

- 注1 一戸建て住宅の併用住宅は、一戸建て住宅として扱います。
- 注2 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料の算定は、一戸建て住宅の延床面積とします。
長期使用構造等の確認を設計住宅性能評価と併せて申請する場合は、上記評価手数料に7000円を加算します。
- 注3 建設住宅性能評価については、次の①又は②の地域の場合、検査1回につき上表の建設住宅性能評価手数料に各々の割増額を加算します。
但し、当センターの確認検査と同時に行う検査の場合は加算しません。
①奈良県内のうち宇陀郡曾爾村及び御杖村並びに吉野郡川上村及び東吉野村の場合、割増額10,000円
②奈良県内のうち吉野郡天川村、野迫川村、下北山村、上北山村及び十津川村の場合、割増額16,000円
- 注4 上記手数料(建設住宅性能評価)には、支援センター負担金(4,000円/戸)を含んでいます。
- 注5 変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等の確認(加算後の手数料)の手数料は、別表2で定められた手数料の2分の1の額とします。
長期使用構造等に係る軽微変更該当証明は5000円とします。
- 注6 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第4条第4項、同第7条第4項及び同第7条第5項に基づき、住宅性能評価書の再交付を行う場合の手数料は、1通につき2,000円とします。
- 注7 上記6で算出された合計額の1000円未満は切り捨てとします。
- 注8 上記以外で特に理事長が認めるものについては、別途考慮させていただきます。

【経過措置】

この手数料の改定日である令和4年11月1日より前に、設計住宅性能評価の申請をされた住宅に係る手数料は、従前の手数料(令和4年2月20日改定)を適用します。

また、法改正の施行日である令和4年10月1日より前に、旧(基準)により設計住宅性能評価が行われた住宅及び同施行日までに設計住宅性能評価申請をして設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅設計評価については、従前の手数料を適用します。

【評価項目】

評価項目	必須の4項目のみの場合	必須の4項目 + 選択項目を1項目以上選択する場合
●:必須、○:選択		
① 構造の安全	●	●
② 火災時の安全	-	○
③ 劣化の軽減	●	●
④ 維持管理	●	●
⑤ 温熱環境	●	●
⑥ 空気環境	-	○
⑦ 光・視環境	-	○
⑧ 音環境	-	○
⑨ 高齢者	-	○
⑩ 防犯	-	○
液状化情報提供	※	※

別表3

新築住宅に係る長期使用構造等の確認手数料

一般財団法人なら建築住宅センター
令和4年11月1日改定

【一戸建住宅】

■住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証を取得している場合(※1)

単位:円(消費税含む)

床面積		長期使用構造等の確認手数料
~	100 m ² 以内	34,000
100 m ² 超	~ 200 m ² 以内	
200 m ² 超	~ 300 m ² 以内	37,000
300 m ² 超	~ 500 m ² 以内	
500 m ² 超	~	

※1 認定、認証が2項目以上ある場合に限る。

■一般

単位:円(消費税含む)

床面積		長期使用構造等の確認手数料
~	100 m ² 以内	39,000
100 m ² 超	~ 200 m ² 以内	
200 m ² 超	~ 300 m ² 以内	45,000
300 m ² 超	~ 500 m ² 以内	
500 m ² 超	~	

注1 長期使用構造等の変更確認申請の手数料は、上記で定められた手数料の2分の1の額とします。

注2 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明は5000円/件とします。

注3 上記手数料で算出された合計額の1000円未満は切り捨てとします。

【経過措置】

この手数料の改定日である令和4年11月1日より前に、長期使用構造等の確認の申請をされた住宅に係る手数料は、従前の手数料(令和4年2月20日改定)を適用します。

また、法改正の施行日である令和4年10月1日より前に、旧(現行)基準により長期使用構造等の確認が行われた住宅及び同施行日までに長期使用構造等の確認申請をして長期使用構造等の確認が行われた住宅に係る変更確認等については、従前の手数料を適用します。

別表4

新築住宅に係る設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料

一般財団法人なら建築住宅センター

令和4年11月1日 改定

《共同住宅》

単位:円(消費税含む)

床面積の合計	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
～ 500㎡ 以内	22,000 +M×8,300	N× 22,000 +M×13,600
500㎡ 超 ～ 1,000㎡ 以内	27,000 +M×8,300	N× 27,000 +M×13,600
1,000㎡ 超 ～ 2,000㎡ 以内	37,000 +M×8,300	N× 37,000 +M×13,600
2,000㎡ 超 ～ 3,000㎡ 以内	48,000 +M×8,300	N× 48,000 +M×13,600
3,000㎡ 超 ～ 4,000㎡ 以内	59,000 +M×8,300	N× 59,000 +M×13,600
4,000㎡ 超 ～ 6,000㎡ 以内	69,000 +M×8,300	N× 74,000 +M×13,600
6,000㎡ 超 ～ 8,000㎡ 以内	105,000 +M×8,300	N× 85,000 +M×13,600
8,000㎡ 超 ～ 10,000㎡ 以内	142,000 +M×8,300	N× 95,000 +M×13,600
10,000㎡ 超 ～ 15,000㎡ 以内	179,000 +M×8,300	N× 117,000 +M×13,600
15,000㎡ 超 ～ 20,000㎡ 以内	232,000 +M×8,300	N× 137,000 +M×13,600
20,000㎡ 超 ～	284,000 +M×8,300	N× 158,000 +M×13,600

※Mは戸数、Nは検査回数を表します。

【床面積の算定】

- 注1 設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価の手数料の算定は、住宅部分の床面積とします。
- 注2 住宅以外の用途に供する部分がある場合は、当該部分の面積の1/2を減じて床面積を計算して下さい。
- 注3 住宅性能評価をしない住戸がある場合は、住宅性能評価対象外住戸の面積の1/2を減じて床面積を計算して下さい。

【性能評価手数料】

- 注1 住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証を利用される場合は、設計住宅性能評価の手数料を1割引とします。(但し、認定・認証が2項目以上ある場合に限りです。)
- 注2 型式住宅部分等製造者認証を利用される場合は、建設住宅性能評価手数料を1割引とします。
- 注3 建築基準法に基づく検査を、建設住宅性能評価と同時に当センターへ申請される場合は、建設住宅性能評価手数料が1割引(中間検査及び完了検査が同時の場合は2,000円を引いた額、完了検査のみが同時の場合は1,000円引いた額)とする。
- 注4 上記手数料(建設住宅性能評価)には、支援センター負担金(4,000円/戸)を含んでいます。
- 注5 建設住宅性能評価については、次の①又は②の地域の場合、検査1回につき上表の建設住宅性能評価手数料に個々の割増額を加算します。
但し、当センターの確認検査と同時に検査の場合は加算しません。
- ①奈良県内のうち宇陀郡曽爾村及び御杖村並びに吉野郡川上村及び東吉野村の場合、割増額10,000円
- ②奈良県のうち吉野郡天川村、野迫川村、下北山村、上北山村及び十津川村の場合、割増額16,000円
- 注6 長期使用構造等の確認を設計住宅性能評価と併せて申請する場合は、上記評価手数料に7000円を加算する。また、長期使用構造等に係る軽微変更該当証明は5000円/件とします。
- 注7 変更設計住宅性能評価及び変更長期使用構造等の確認(加算後の手数料)の手数料は、別表3で定められた手数料の2分の1の額とします。
- 注8 上記手数料で算出された合計額の1000円未満は切り捨てとします。
- 注9 上記以外で特に理事長が認めるものについては、別途考慮させていただきます。

【経過措置】

この手数料の改定日である令和4年11月1日より前に、設計住宅性能評価の申請をされた住宅に係る手数料は、従前の手数料(令和4年2月20日改定)を適用します。

また、法改正の施行日である令和4年10月1日より前に、旧(基準)により設計住宅性能評価が行われた住宅及び同施行日までに設計住宅性能評価申請をして設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅設計評価については、従前の手数料を適用します。

新築住宅に係る長期使用構造等の確認手数料

一般財団法人なら建築住宅センター
令和4年11月1日改定

【共同住宅】

■住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証を取得している場合(※1)

単位:円(消費税含む)

床面積	長期使用構造等の確認手数料
～ 500 m ² 以内	27,000 +M×4,100
500 m ² 超 ～ 1,000 m ² 以内	32,000 +M×4,100
1,000 m ² 超 ～ 2,000 m ² 以内	43,000 +M×4,100
2,000 m ² 超 ～ 3,000 m ² 以内	53,000 +M×4,100
3,000 m ² 超 ～ 4,000 m ² 以内	64,000 +M×4,100
4,000 m ² 超 ～	74,000 +M×4,100

※1 認定、認証が2項目以上ある場合に限る。

注1 認定、認証が2項目以上ある場合、設計住宅性能評価手数料は別表4(設計)の手数料の1割引となります。

■一般

単位:円(消費税含む)

床面積	長期使用構造等の確認手数料
～ 500 m ² 以内	27,000 +M×7,200
500 m ² 超 ～ 1,000 m ² 以内	32,000 +M×7,200
1,000 m ² 超 ～ 2,000 m ² 以内	43,000 +M×7,200
2,000 m ² 超 ～ 3,000 m ² 以内	53,000 +M×7,200
3,000 m ² 超 ～ 4,000 m ² 以内	64,000 +M×7,200
4,000 m ² 超 ～	74,000 +M×7,200

※3 M:戸数

注2 変更長期使用構造等の確認手数料は、上記で定められた手数料の2分の1の額とします。

注3 上記手数料で算出された合計額の1000円未満は切り捨てとします。

【経過措置】

この手数料の改定日である令和4年11月1日より前に、長期使用構造等の確認の申請をされた住宅に係る手数料は、従前の手数料(令和4年2月20日改定)を適用します。

また、法改正の施行日である令和4年10月1日より前に、旧(現行)基準により長期使用構造等の確認が行われた住宅及び同施行日までに長期使用構造等の確認申請をして長期使用構造等の確認が行われた住宅に係る変更確認等については、従前の手数料を適用します。